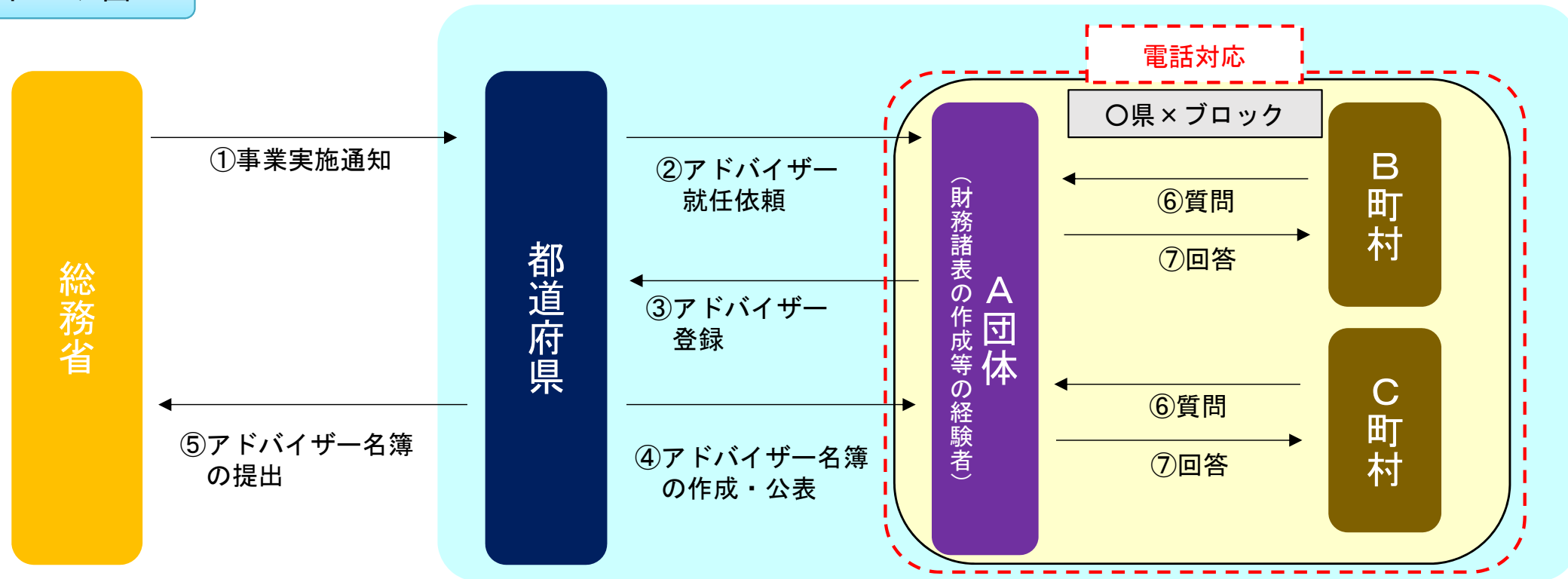


公営企業会計の適用に係る電話相談体制の構築

公営企業会計の適用の推進を図るため、財務諸表の作成等の経験者をアドバイザーに登録し、小規模自治体からの財務諸表の作成等に関する質問・相談を各都道府県のブロック毎に電話にて対応する体制を構築。

イメージ図



留意点

- 都道府県、指定都市、中核市、特例市、県庁所在市、その他市町における財務諸表の作成等の経験者については、積極的にアドバイザーに就任していただき、1都道府県において少なくとも10名以上はアドバイザー登録されるようお願いします。
- 特定のアドバイザーに質問が集中しないよう、各都道府県のブロック毎に担当アドバイザーを登録するようお願いします。
- 「公営企業会計適用債」等を活用する際の要件とすること等について、今後、検討を行う予定です。